

債権総論1

第9回(債権者代位権)

明治学院大学法学部教授
加賀山茂

- 六法とノートを用意してください。
 - 条文が出てきたら必ず六法で確かめましょう。
 - 疑問点は、ノートに書きとめ、理解できたら、メモを追加しましょう。
 - そのノートがあれば、定期試験の準備がとても楽になります。
 - しかも、そのノートは、あなたの一生の宝になることでしょう。

債権総論1 目次 → [総論体系図](#)

■ 債権の目的

- 債権・債務の目的と目的物
 - 債権とは何か
 - 物とは何か, 民法85条の立法理由
 - 債権の目的と債権の目的物の区別
- 債務の種類
 - 種類債権と特定物債権とタール事件
 - 金銭債権と貨幣, 電子マネー, クレジットカード決済, 預金通貨
 - 選択債権と選択債務
 - 結果債務と手段の債務の立証責任

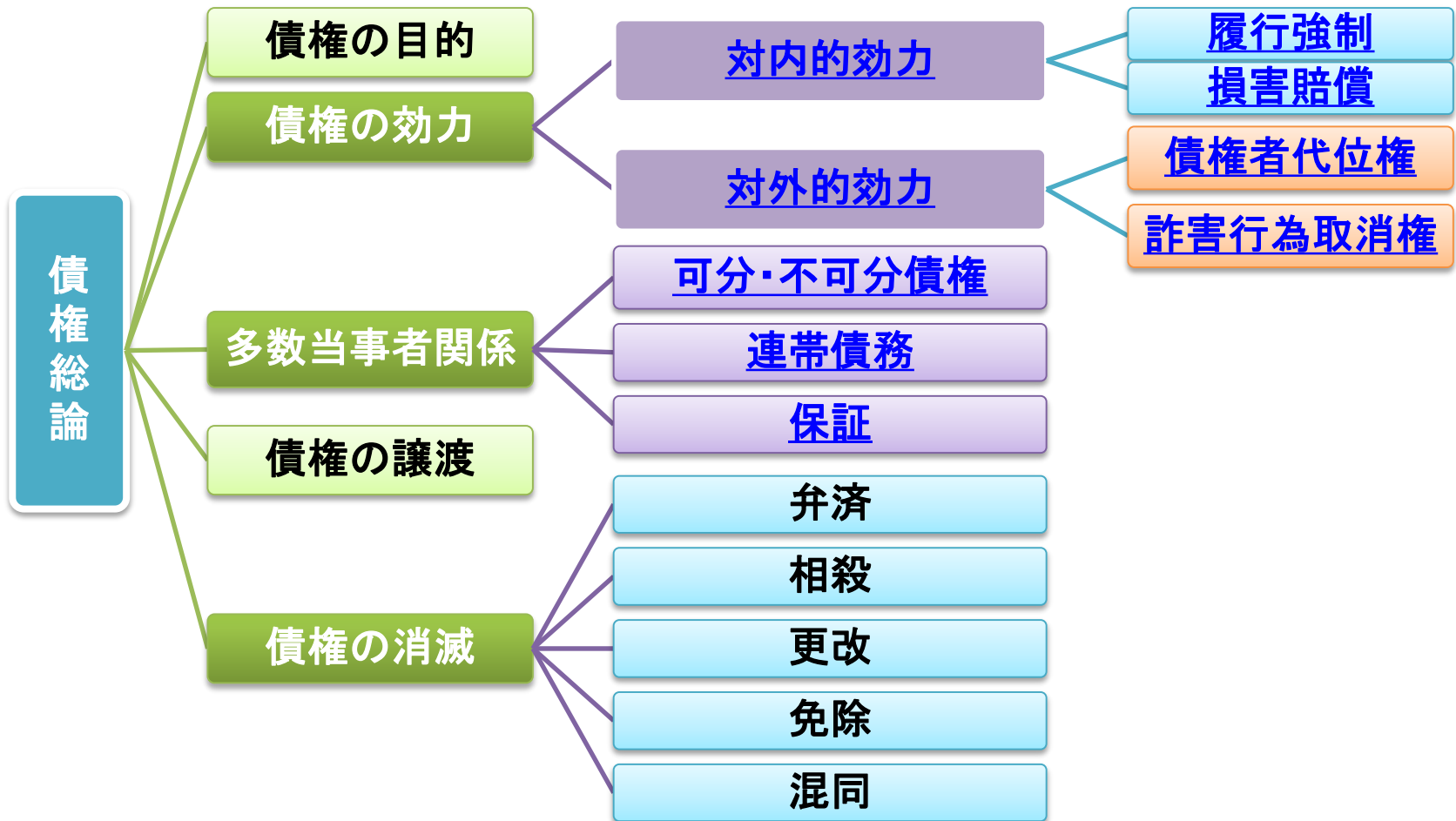
■ 債務の対内的効力

- 債務の不履行
 - 三分説と二分説
- 債務不履行の救済
 - 履行の強制と民事執行法
 - タール事件と危険負担・契約の解除
 - 損害賠償
 - 帰責事由と予見可能性
 - 事実的因果関係と相当因果関係
 - 損害額の算定と差額説
 - 契約自由と損害賠償額の予定

■ [債務の対外的効力](#)

- 債権者代位権
 - 債権者代位権と債権差押え
 - 直接訴権, 債権者代位権の転用
- [詐害行為取消権](#)
 - [詐害行為取消権の性質](#)
 - [詐害行為取消権の要件](#)
 - [詐害行為取消権の効果](#)
 - [民法改正法案](#)(1~14)
- 多数当事者の債権・債務関係
 - 可分・不可分債権・債務
 - 連帯債務
 - 連帯債務の本質, 相互保証理論
 - 連帯債務者の一人に生じた事由の効力, 不真正連帯債務
 - 求償の要件
 - 保証
 - 保証の性質
 - 保証人の保護
 - 通常保証・連帯保証人の保護
 - 根保証の保証人の保護

債権総論の内容 → [目次](#)



債権の対外的効力

1. 第三者への直接請求

- 債権者代位権（民法423条）
- 直接訴権（民法613条，自賠法16条）

2. 第三者への追及効

- 詐害行為取消権（民法424条～426条）
- 抵当権（登記=周知）の追及効との比較



債権の対外的効力 → [債権総論](#)

■ 債権の相対的原則

- 債権の効力は、当事者間でのみ生じる。
 - 第三者に請求することはできない。→例外
 - 第三者の物に対して強制執行をすることはできない。→[例外](#)

■ 債権の対外的効力

- 第三者に対する請求
 - 債権者代位権(民法423条)
 - 他の債権者ととも、第三者(第三債務者)に請求することができる。
 - 直接訴権(民法613条, 自賠法16条)
 - 排他的に、第三者(第三債務者)に請求することができる。
- 第三者に対する追及効
 - [詐害行為取消権\(民法424条～426条\)](#) ← [学説の状況](#)
 - 第三取得者(受益者, 転得者)に対して強制執行を行うことができる。

8. 詐害行為取消権

破産法上の否認権との異同を学ぶ



詐害行為取消権(1/3) → [Q8](#)

■ 第424条(詐害行為取消権)

- ①債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。

- ただし、その行為によって利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時に於いて債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

- ②前項の規定は、財産権を目的としない法律行為については、適用しない。

■ 第425条(詐害行為の取消しの効果)

- 前条の規定による取消しは、すべての債権者の利益のためにその効力を生ずる。

■ 第426条(詐害行為取消権の期間の制限)

- 第424条〔詐害行為取消権〕の規定による取消権は、債権者が取消しの原因を知った時から2年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- 行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

詐害行為取消権の法的性質

■ 詐害行為取消権の法的性質

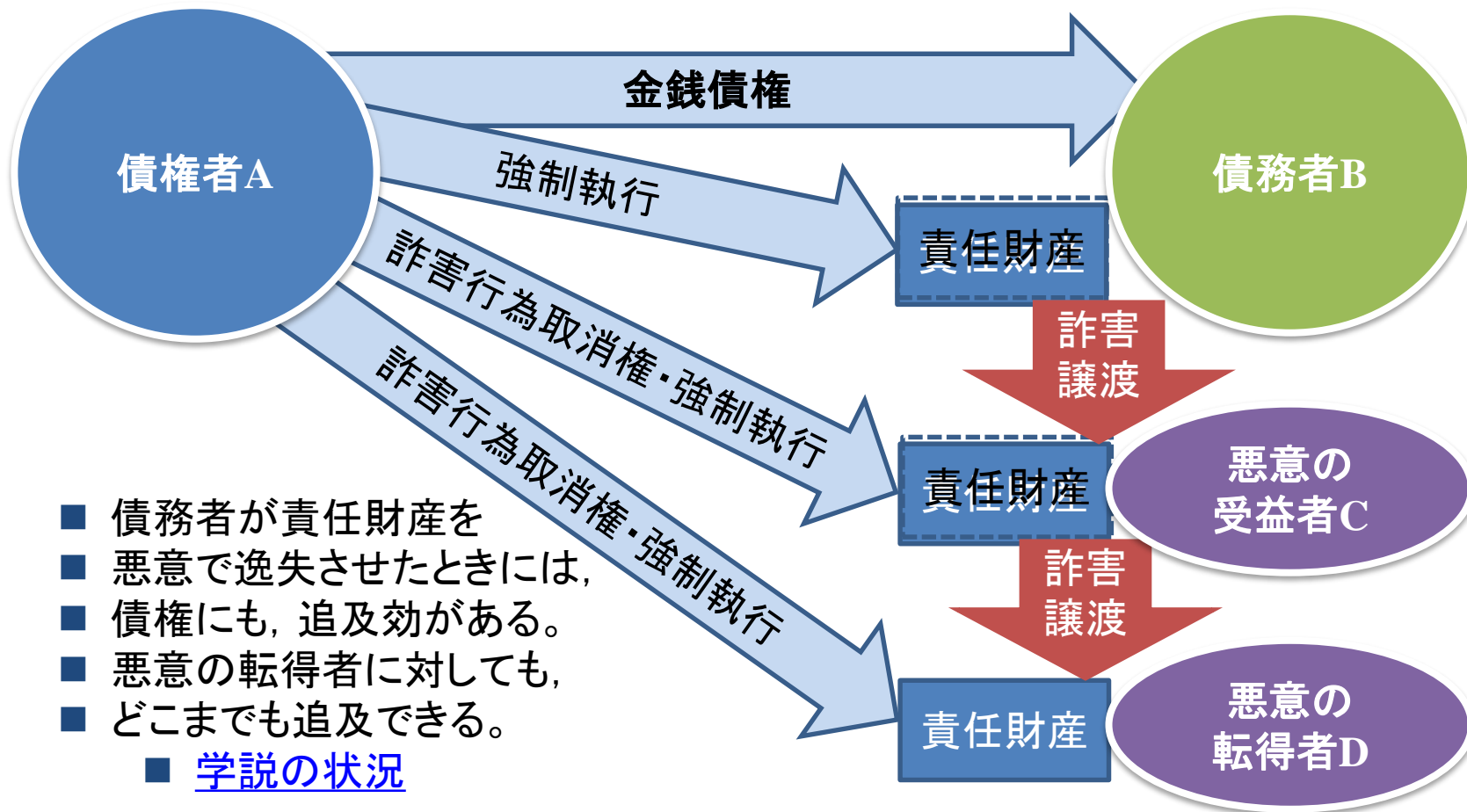
- 民法120条以下の取消権ではない(債権者は取消権者ではない)。
- 破産させないので、破産法上の否認権(破産法160条以下)とも、前提が異なる(もともと、効果は非常によく似ている)。
- 民法上の否認(民法37条5項)と同じく、法律行為のある効果を第三者に対抗できなくする制度である(否認=対抗不能説)。

■ 詐害行為取消権の性質に関する学説

- (1)形成権説(取消権説), (2)請求権説, (3)折衷説(相対的取消権説), (4)責任説(責任無効説), (5)訴権説(対抗不能説)

詐害行為取消権 (2/3) → [Q8](#)

(民法424条～426条) → [債権総論](#), [原則](#)



- 債務者が責任財産を
- 悪意で逸失させたときには、
- 債権にも、追及効がある。
- 悪意の転得者に対しても、
- どこまでも追及できる。

■ [学説の状況](#)

詐害行為取消権(3/3) → [Q8](#)

取消しの意味に関する学説 → [債権総論](#)

	取消しの意味	相手方	詐害行為の取消しの効果			実効性の確保
			A・B間	B・C間	A・C間	
形成権説	詐害行為の取消し	B+C	無効	無効	無効	BとCの双方を訴えなければならない
請求権説	逸失財産の取戻し	C	有効	有効	有効	Cだけを訴えることができるが、逆に、Bに対して物の受け取り、登記の引取りを強制できない
折衷説 (相対的取消説)	取消しと取戻し	C	有効	有効	無効	
責任説	責任移転の無効	B+C	有効	有効	有効だが責任無効	別途、執行認容判決が必要
訴権説 (対抗不能説)	責任移転の対抗不能	C	有効	有効	有効だが対抗不能	B名義のまま、Cに対する強制執行が可能となる

詐害行為取消権(3/3) → [Q8](#)

取消の意味に関する学説 → [債権総論](#)

	取消の意味	相手方	詐害行為の取消の効果			実効性の確保
			A・B間	B・C間	A・C間	
形成権説						
請求権説						
折衷説 (相対的 取消説)						
責任説						
訴権説 (対抗不能 説)						

詐害行為取消権(3/3) → [Q8](#)

取消しの意味に関する学説 → [債権総論](#)

	取消しの意味	相手方	詐害行為の取消しの効果			実効性の確保
			A・B間	B・C間	A・C間	
形成権説	詐害行為の取消し	B+C	無効	無効	無効	BとCの双方を訴えなければならない
請求権説						
折衷説 (相対的取消説)						
責任説						
訴権説 (対抗不能説)						

詐害行為取消権(3/3) → [Q8](#)

取消しの意味に関する学説 → [債権総論](#)

	取消しの意味	相手方	詐害行為の取消しの効果			実効性の確保
			A・B間	B・C間	A・C間	
形成権説	詐害行為の取消し	B+C	無効	無効	無効	BとCの双方を訴えなければならない
請求権説	逸失財産の取戻し	C	有効	有効	有効	Cだけを訴えることができるが、逆に、Bに対して物の受け取り、登記の引取りを強制できない
折衷説 (相対的取消説)						
責任説						
訴権説 (対抗不能説)						

詐害行為取消権(3/3) → [Q8](#)

取消しの意味に関する学説 → [債権総論](#)

	取消しの意味	相手方	詐害行為の取消しの効果			実効性の確保
			A・B間	B・C間	A・C間	
形成権説	詐害行為の取消し	B+C	無効	無効	無効	BとCの双方を訴えなければならない
請求権説	逸失財産の取戻し	C	有効	有効	有効	Cだけを訴えることができるが、逆に、Bに対して物の受け取り、登記の引取りを強制できない
折衷説 (相対的取消説)	取消しと取戻し	C	有効	有効	無効	
責任説						
訴権説 (対抗不能説)						

詐害行為取消権(3/3) → [Q8](#)

取消しの意味に関する学説 → [債権総論](#)

	取消しの意味	相手方	詐害行為の取消しの効果			実効性の確保
			A・B間	B・C間	A・C間	
形成権説	詐害行為の取消し	B+C	無効	無効	無効	BとCの双方を訴えなければならない
請求権説	逸失財産の取戻し	C	有効	有効	有効	Cだけを訴えることができるが、逆に、Bに対して物の受け取り、登記の引取りを強制できない
折衷説 (相対的取消説)	取消しと取戻し	C	有効	有効	無効	
責任説	責任移転の無効	B+C	有効	有効	有効だが責任無効	別途、執行認容判決が必要
訴権説 (対抗不能説)						

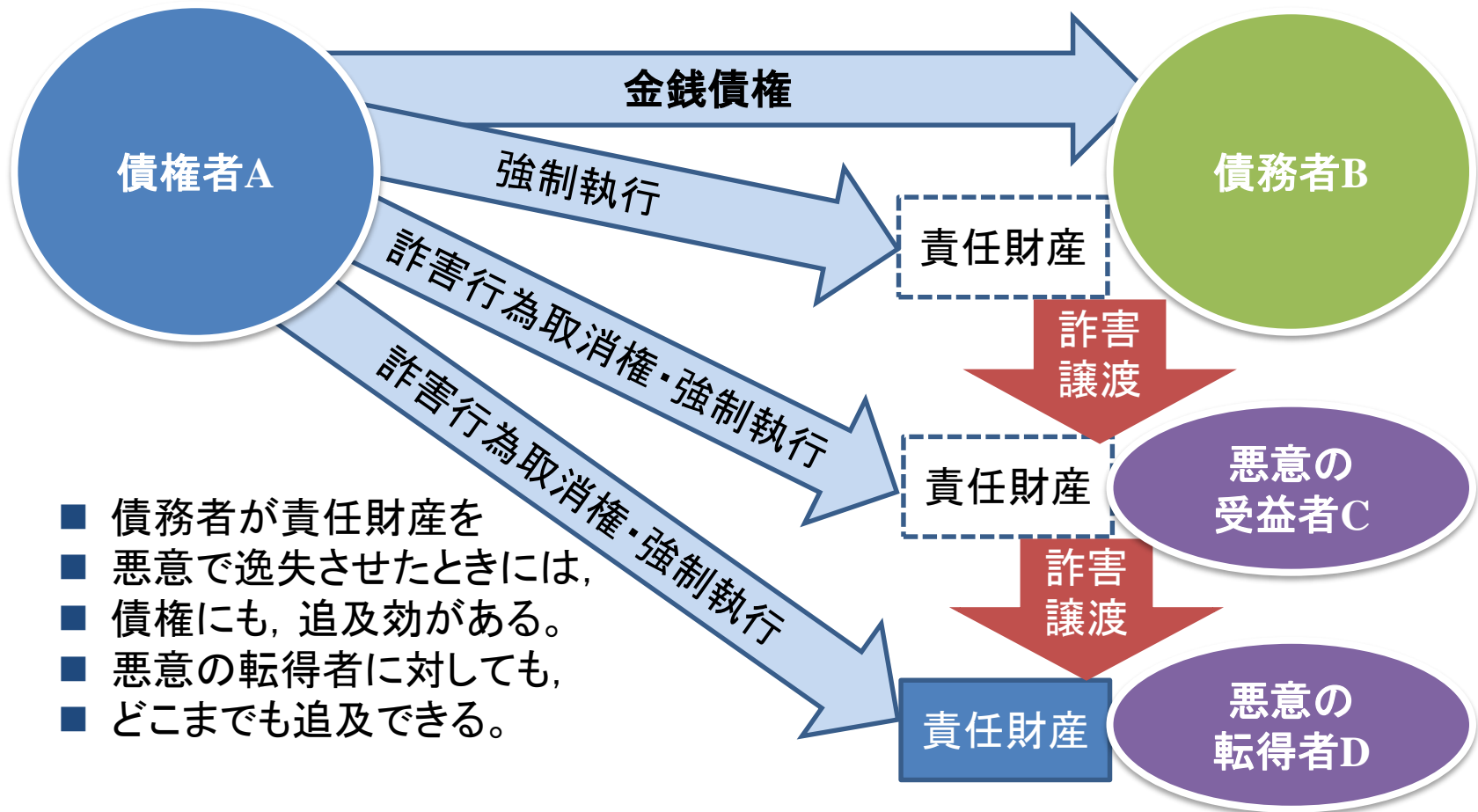
詐害行為取消権(3/3) → [Q8](#)

取消の意味に関する学説 → 債権総論

	取消の意味	相手方	詐害行為の取消の効果			実効性の確保
			A・B間	B・C間	A・C間	
形成権説	詐害行為の取消し	B+C	無効	無効	無効	BとCの双方を訴えなければならない
請求権説	逸失財産の取戻し	C	有効	有効	有効	Cだけを訴えることができるが、逆に、Bに対して物の受け取り、登記の引取りを強制できない
折衷説 (相対的取消説)	取消しと取戻し	C	有効	有効	無効	
責任説	責任移転の無効	B+C	有効	有効	有効だが責任無効	別途、執行認容判決が必要
訴権説 (<u>対抗不能説</u>)	責任移転の対抗不能	C	有効	有効	有効だが対抗不能	<u>第三者名義のまま、第三者に対する強制執行が可能。</u>

詐害行為取消権(2/3)復習 → [Q8](#)

(民法424条～426条) → [債権総論](#)

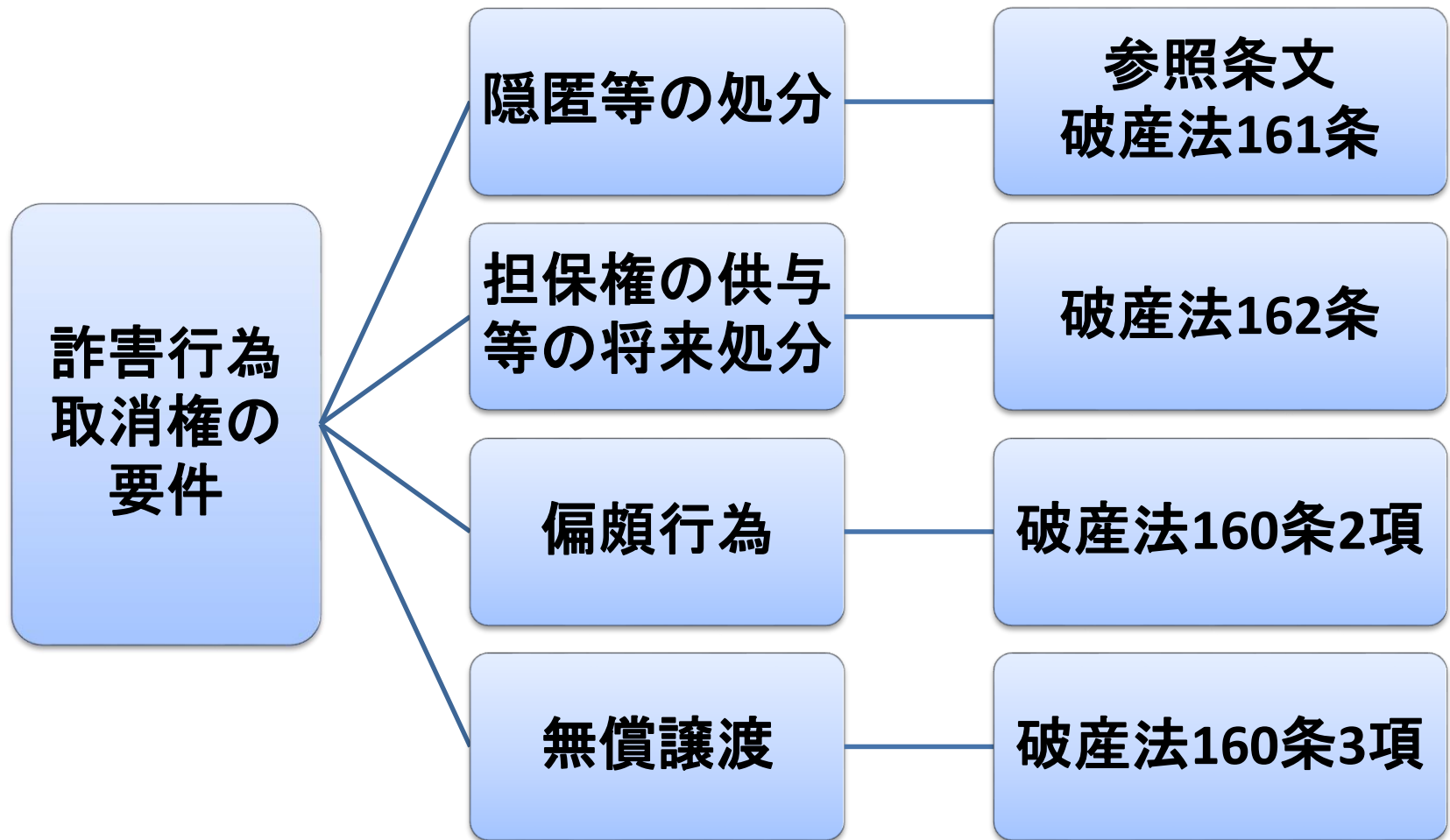


詐害行為取消権の要件

■破産法第160条以下の類推

1. 隠匿等の処分行為
2. 担保の供与等の将来の処分行為
3. 偏頗行為
4. 無償行為

詐害行為取消権の要件



詐害行為取消権と類似の制度

破産法上の否認権 → 対抗不能, → Q8

■ 破産法 第160条(破産債権者を害する行為の否認)

- ①[詐害行為否認]次に掲げる行為(担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。)は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。
 - 一 破産者が破産債権者を害することを知ってした行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。
 - 二 破産者が支払の停止又は破産手続開始の申立て(以下この節において「支払の停止等」という。)があった後にした破産債権者を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと及び破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。
- ②[偏頗行為否認]破産者がした債務の消滅に関する行為であって、債権者の受けた給付の価額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であるものは、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、破産手続開始後、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分に限り、破産財団のために否認することができる。
- ③[無償行為否認]破産者が支払の停止等があった後又はその前6月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

隠匿等の処分の否認

■ 破産法 第161条(相当の対価を得てした財産の処分行為の否認)

- ①破産者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、その行為の相手方から相当の対価を取得しているときは、その行為は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。
 - 一 当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、破産者において隠匿、無償の供与その他の破産債権者を害する処分(以下この条並びに第168条第2項及び第3項において「隠匿等の処分」という。)をするおそれを現に生じさせるものであること。
 - 二 破産者が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。
 - 三 相手方が、当該行為の当時、破産者が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

- ②前項の規定の適用については、当該行為の相手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、破産者が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

- 一 破産者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者
- 二 破産者が法人である場合にその破産者について次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者
 - イ 破産者である株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
 - ロ 破産者である株式会社の総株主の議決権の過半数を子株式会社又は親法人及び子株式会社が有する場合における当該親法人
 - ハ 株式会社以外の法人が破産者である場合におけるイ又はロに掲げる者に準ずる者
- 三 破産者の親族又は同居者

将来的処分(担保の供与等)の否認

■ 破産法 第162条(特定の債権者に対する担保の供与等の否認)

- ①次に掲げる行為(既存の債務についてされた**担保の供与**又は**債務の消滅**に関する行為に限る。)は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。
 - 一 破産者が支払不能になった後又は破産手続開始の申立てがあった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限る。
 - イ 当該行為が支払不能になった後にされたものである場合 支払不能であったこと又は支払の停止があったこと。
 - ロ 当該行為が破産手続開始の申立てがあった後にされたものである場合 破産手続開始の申立てがあったこと。
 - 二 破産者の義務に属せず、又はその時期が破産者の義務に属しない行為であって、支払不能になる前30日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

- ②前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実(同号イに掲げる場合にあつては、支払不能であったこと及び支払の停止があつたこと)を知っていたものと推定する。
 - 一 債権者が前条第二項各号に掲げる者のいずれかである場合
 - 二 前項第一号に掲げる行為が破産者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が破産者の義務に属しないものである場合
- ③第一項各号の規定の適用については、支払の停止(破産手続開始の申立て前1年以内のものに限る。)があつた後は、支払不能であったものと推定する。

詐害行為の「取消し」の意味

1. 破産法上の否認との異同
2. 民法上の否認（外国法人格の否認）との関係
3. 否認と対抗不能との関係
4. 詐害行為取消と対抗不能との関係

詐害行為取消権の「取消し」の意味

破産法上の否認, 民法上の否認

■ 破産法上の**否認** (破産法160条以下)

- 総債権者を代表する破産管財人が, 債権者を害する債務者の財産逸失行為を否認して,
- 破産管財人が管理する破産財団に逸失財産を復歸させる行為

■ 民法上の**否認** (民法37条)

- 第三者が登記のない外国法人の**法人格を否認する**行為 (民法37条5項)
- 登記がないと, 「第三者に対抗できない」 (民法37条2項) という表現を使うこともある。

民法にある「否認」という用語

「否認」は「対抗不能」の理解の架け橋となる→Q8

■ 第37条(外国法人の登記)

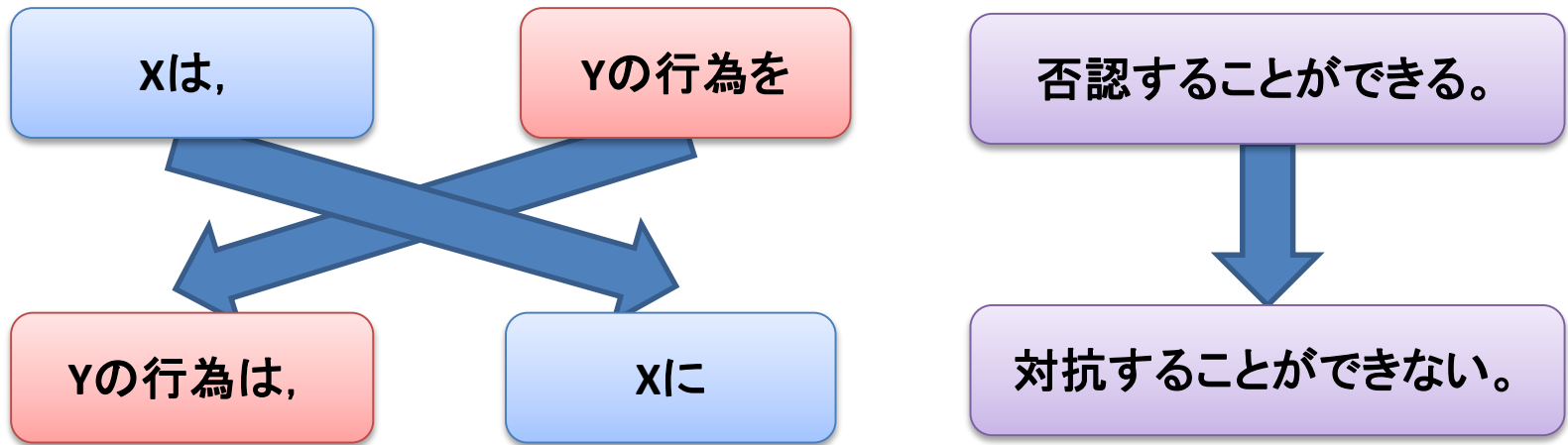
- ②前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、3週間以内に、変更の登記をしなければならない。この場合において、登記前であっても、その変更をもって**第三者に対抗することができない**。

- ⑤外国法人が初めて日本に事務所を設けたときは、その事務所の所在地において登記するまでは、**第三者は、その法人の成立を否認することができる**。

- この条文によって、**対抗不能と否認との関係を明らかにすることができる**。

否認と対抗不能との関係(1/3)

民法37条(法人格の否認)の意味 → Q8



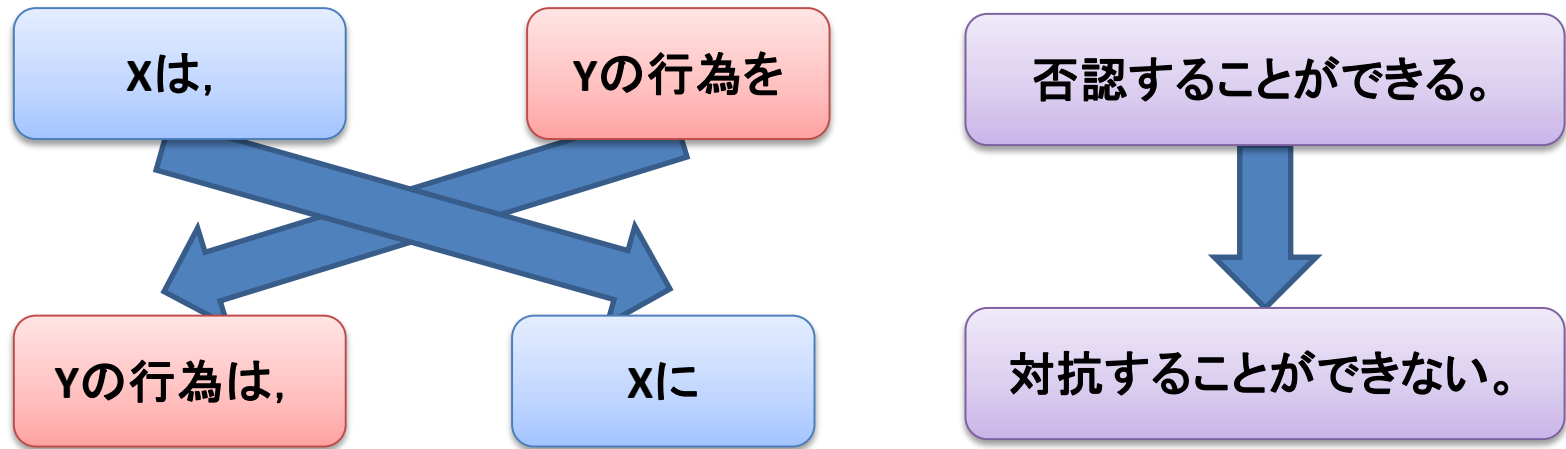
第三者(X)は、Yの外国法人の設立行為(A)を、否認することができる。

外国法人(Y)の成立行為は、第三者(X)に、対抗することができない。

↓ 民法37条5項→2項

否認と対抗不能との関係(2/3)

破産法160条(否認), 民法424条(取消し)の意味, → Q8

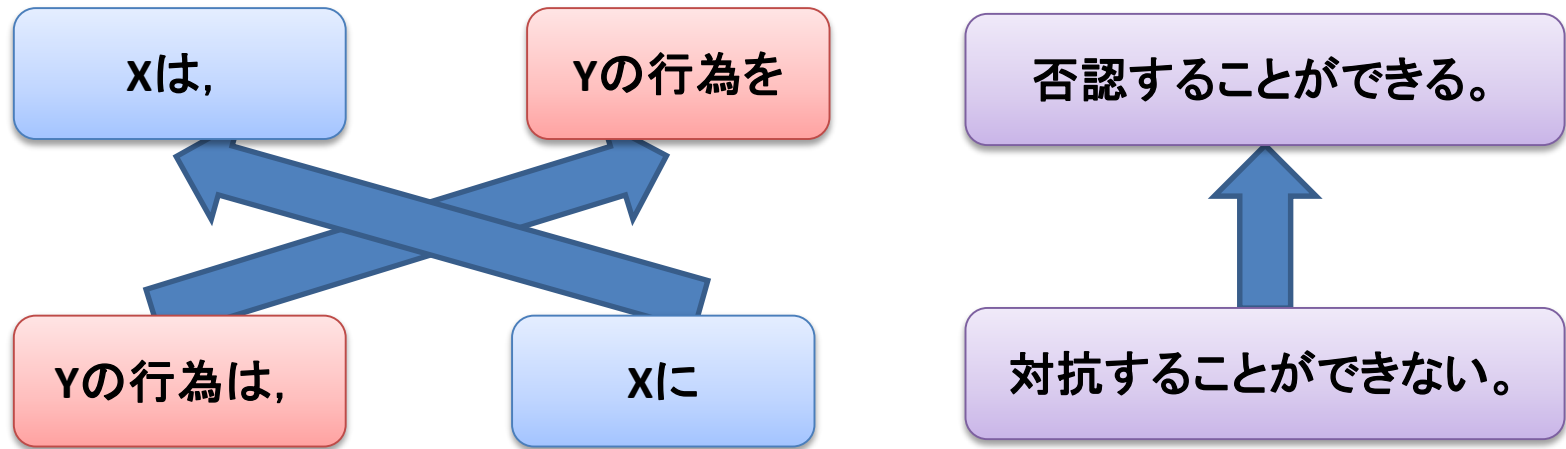


破産管財人(X)は、債務者(Y)の詐害行為(A)を、否認することができる。

債務者(Y)の詐害行為(A)は、破産管財人(X)に、対抗することができない。

否認と対抗不能との関係(3/3)

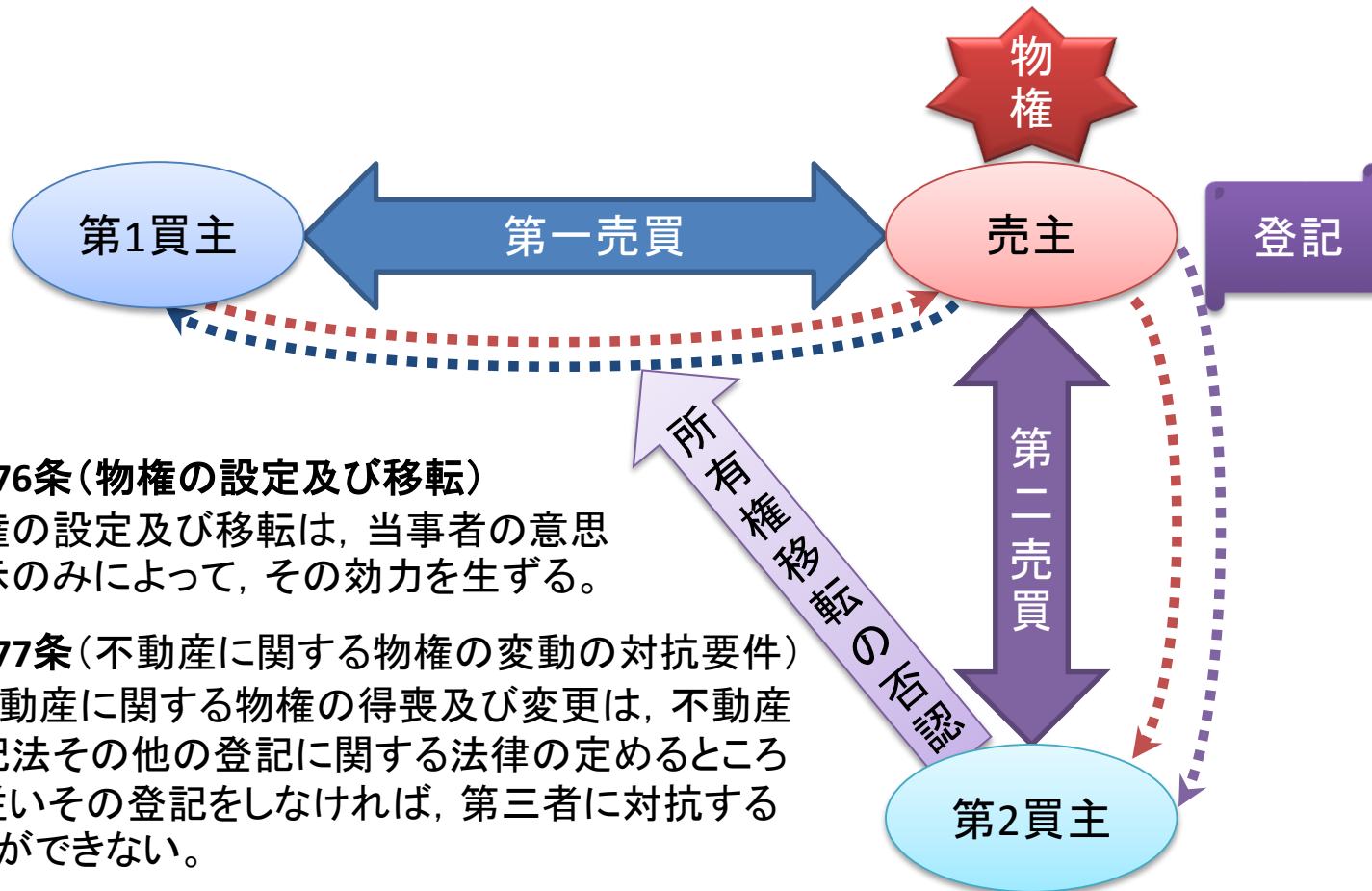
民法177条(不動産物権変動の対抗要件)の意味→Q8



先に登記を得た第2買主(X)は、第1買主(Y)の物権行為(A)を、否認できる。

第1買主(Y)の物権行為(A)は、先に登記を得た第2買主(X)に、対抗できない。

不動産売買の二重譲渡 → [Best30](#), [否認権](#) → [Q8](#)



第176条(物権の設定及び移転)

物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによって、その効力を生ずる。

第177条(不動産に関する物権の変動の対抗要件)

不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

民法（債権関係）改正法案

1. 詐害行為取消権の要件

- 民法424条, 424条の2, 424条の3, 424条の4, 424条の5

2. 詐害行為取消権の行使の方法

- 民法424条の6, 424条の7, 424条の8, 424条の9

3. 詐害行為取消権の行使の効果

- 民法425条, 425条の2, 425条の3, 425条の4

4. 詐害行為取消権の期間の制限

- 民法426条

民法改正法案(1/14) ← [目次](#)

総論：主観的要件と効果（強制執行の準備）

■ 第424条（詐害行為取消請求）

- ①債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした行為〔詐害行為〕の取消しを**裁判所に請求**することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者（以下この款において「受益者」という。）がその行為の時に於いて債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。
- ②前項の規定は、財産権を目的としない行為については、適用しない。
- （新設）③債権者は、その債権が第1項に規定する行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、同項の規定による請求（以下「詐害行為取消請求」という。）をすることができる。
- （新設）④債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、詐害行為取消請求をすることができる。

民法改正法案(2/14) ← [目次](#)

要件1: 隠匿等の処分行為

- 第424条の2(相当の対価を得てした財産の処分行為の特則)
 - 債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、**受益者から相当の対価を取得しているときは**、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。
 - 一 その行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分(以下この条において「**隠匿等の処分**」という。)をするおそれを現に生じさせるものであること。
 - 二 **債務者**が、その行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、**隠匿等の処分をする意思**を有していたこと。
 - 三 **受益者**が、その行為の当時、債務者が**隠匿等の処分をする意思**を有していたことを知っていたこと。

民法改正法案(3/14) ← [目次](#)

要件2: 将来の処分行為(担保供与等)

- 第424条の3(特定の債権者に対する担保の供与等の特則)
 - ①債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、詐害行為取消請求をすることができる。
 - 一 その行為が、債務者が支払不能(債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。次項第一号において同じ。)の時に行われたものであること。
 - 二 その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。
 - ②前項に規定する行為が、債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属しないものである場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、債権者は、同項の規定にかかわらず、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。
 - 一 その行為が、債務者が支払不能になる前30日以内に行われたものであること。
 - 二 その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。

民法改正法案(4/14) ← [目次](#)

要件3: 偏頗行為

■ 第424条の4(過大な代物弁済等の特則)

- 債務者がした債務の消滅に関する行為であって、**受益者の受けた給付の価額がその行為によって消滅した債務の額より過大であるものについて、**第424条に規定する要件に該当するときは、
- 債権者は、前条第1項の規定にかかわらず、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分については、**詐害行為取消請求をすることができる。**

民法改正法案(5/14) ← [目次](#)

転得者への請求

- 第424条の5(転得者に対する詐害行為取消請求)
 - 債権者は、受益者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合において、受益者に移転した財産を転得した者があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合に限り、その転得者に対しても、詐害行為取消請求をすることができる。
 - 一 その転得者が受益者から転得した者である場合 その転得者が、転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。
 - 二 その転得者が他の転得者から転得した者である場合 その転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。

民法改正法案(6/14) ← [目次](#)

詐害行為取消権の効果(立法の過誤)

- 第424条の6(財産の返還又は価額の償還の請求)
 - ①債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、その行為によって**受益者に移転した財産の返還を請求することができる。**
 - 受益者がその財産の返還をすることが困難であるときは、**債権者は、その価額の償還を請求することができる。**
 - ②債権者は、転得者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、**転得者が転得した財産の返還を請求することができる。**
 - 転得者がその財産の返還をすることが困難であるときは、**債権者は、その価額の償還を請求することができる。**

民法改正法案(7/14) ← [目次](#)

訴えの被告と訴訟告知

■ 第424条の7(被告及び訴訟告知)

- ① 詐害行為取消請求に係る訴えについては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を被告とする。
 - 一 受益者に対する詐害行為取消請求に係る訴え 受益者
 - 二 転得者に対する詐害行為取消請求に係る訴え その詐害行為取消請求の相手方である転得者
- ② 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、**債務者に対し、訴訟告知**をしなければならない。

民法改正法案(8/14) ← [目次](#)

取消しの範囲(配当の範囲の誤り)

- (新設) 第424条の8(詐害行為の取消しの範囲)
- ①債権者は、詐害行為取消請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、**自己の債権の額の限度においてのみ**、その行為の取消しを請求することができる。
- ②債権者が第424条の6第1項後段又は第2項後段の規定により価額の償還を請求する場合についても、前項と同様とする。

民法改正法案(9/14) ← [目次](#)

受益者・転得者の義務(立法の過誤)

■ 第424条の9(債権者への支払又は引渡し)

- ①債権者は、第424条の6第1項前段又は第2項前段の規定により受益者又は転得者に対して財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しを求めるものであるときは、受益者に対してその支払又は引渡しを、転得者に対してその引渡しを、**自己に対してすることを求めることができる。**
- この場合において、受益者又は転得者は、債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、**債務者に対してその支払又は引渡しをすることを要しない。**
- ②債権者が第424条の6第1項後段又は第2項後段の規定により受益者又は転得者に対して価額の償還を請求する場合についても、前項と同様とする。

民法改正法案(10/14) ← [目次](#)

判決の効力の主観的範囲

- 第425条(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)
- 詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。

民法改正法案(11/14) ← [目次](#)

受益者の求償権

- 第425条の2(債務者の受けた反対給付に関する受益者の権利)
 - 債務者がした財産の処分に関する行為(債務の消滅に関する行為を除く。)が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、その財産を取得するためにした反対給付の返還を請求することができる。
 - 債務者がその反対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、その価額の償還を請求することができる。

民法改正法案(12/14) ← [目次](#)

受益者の債権者としての資格の回復

■ 第425条の3(受益者の債権の回復)

- 債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合(第424条の4の規定により取り消された場合を除く。)において,
- 受益者が債務者から受けた給付を返還し, 又はその価額を償還したときは,
- 受益者の債務者に対する債権は, これによって原状に復する。

民法改正法案(13/14) ← [目次](#)

転得者の求償権

- 第425条の4(詐害行為取消請求を受けた転得者の権利)
 - 債務者がした行為が転得者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたときは、その転得者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。
 - ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。
 - 一 第425条の2に規定する行為が取り消された場合 その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば同条の規定により生ずべき受益者の債務者に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権
 - 二 前条に規定する行為が取り消された場合(第424条の4の規定により取り消された場合を除く。) その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば前条の規定により回復すべき受益者の債務者に対する債権

民法改正法案(14/14) ← [目次](#)

■第426条〔詐害行為取消権の期間の制限〕

- 詐害行為取消請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から2年を経過したときは、提起することができない。
- 行為の時から10年を経過したときも、同様とする。

定期試験仮想問題(8/10) → [Q9](#)

■ 詐害行為取消権の取消しの意味について、以下の順序で答えなさい。

1. [破産法160条以下の否認権](#)と民法424条の詐害行為取消権の異同(類似点と相違点)について、具体例を挙げて[アイラック\(IRAC\)](#)で説明しなさい。
2. 民法の中で「否認」という用語を用いている条文([民法37条5項](#))について、同条2項を参考にして、「対抗できない」という用語で書き替えなさい。
3. 詐害行為取消権に関する民法424条を「対抗することができない」という用語を用いて[書き替え](#)なさい。

活用すべき文献

- 民法の入門書(DVD付)
 - 加賀山茂『民法入門・担保法革命』信山社(2013)
- 民法(財産法)全体を理解する上での助っ人
 - 我妻栄=有泉亨『コンメンタル民法』[第3版]日本評論社(2013)
 - 金子=新堂=平井編『法律学小辞典』有斐閣(2008)
- 契約法全体についての概説書
 - 加賀山茂『契約法講義』日本評論社(2009)
- 債権総論の優れた教科書
 - 平井宜雄『債権総論』[第2版]弘文堂(1994)
- 債務不履行に関する文献
 - 平井宜雄『損害賠償法の理論』東京大学出版会(1971)
 - 浜上則雄「損害賠償における「保証理論」と「部分的因果関係の理論」(1)(2・完)民商66巻4号(1972)3-33頁, 66巻5号35-65頁
- 債権者代位権・直接訴権, 詐害行為取消権, 連帯債務, 保証の文献
 - 加賀山茂『債権担保法講義』日本評論社(2011)